

事例番号:380137

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

二絨毛膜二羊膜双胎の第2子

妊娠33週2日 双胎管理のため入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠37週1日

7:00 血圧 159/93mmHg

12:00-17:30 血圧上昇のため分娩誘発としてジノプロストン錠投与

19:45 ムロイリントル挿入

妊娠37週2日

7:55 分娩誘発のためオキシシシ注射液投与開始

8:00 陣痛開始

妊娠37週3日

0:50 子宮口全開大から2時間経過したため吸引娩出術1回施行し、
第1子娩出

0:58- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈あり

1:20 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少を伴う胎児心拍数基線
80-90 拍/分の徐脈あり

1:41 第2子経膈分娩、骨盤位

胎児付属物所見 第2子の胎盤の広範囲に血腫の付着あり

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:37 週 3 日
- (2) 出生時体重:2200g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.82、BE -36.9mmol/L
- (4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バググ・マスク、チューブ・バググ)、胸骨圧迫、気管挿管、アトレチン注射液投与
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:
生後 4 日 頭部 MRI で両側大脳白質の広範囲、両側基底核、視床、海馬、一部の皮質に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 2 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ:助産師 6 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、第1子娩出後に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害、第1子娩出後の子宮収縮に伴う子宮胎盤循環不全、常位胎盤早期剥離のいずれか、あるいはそのすべての可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理(二絨毛膜二羊膜双胎妊娠の外来管理、双胎のため入院中の管理)は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 37 週 1 日に血圧上昇のため分娩誘発としたこと、および分娩誘発について書面を用いて説明し同意を得たことは、いずれも一般的である。
- (2) ジノプロストン錠を投与したこと、その投与方法、投与中の分娩監視方法およびモニタリングによる器械的子宮頸管熟化処置は、いずれも一般的である。
- (3) 定期的に血圧測定および高血圧に対しニフェジピン徐放錠を投与したことは、いずれも一般的である。
- (4) 妊娠 37 週 2 日、分娩誘発のためのオキシトシン注射液の投与方法(開始時投与量、増量法)および分娩監視方法(分娩監視装置による連続監視)は、いずれも一般的である。
- (5) 妊娠 37 週 3 日、第 1 子娩出後に超音波断層法を実施しⅡ児の状態を確認したことは一般的である。
- (6) 妊娠 37 週 3 日の 0 時 58 分頃の胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数の最下点 80 拍/分の 7 分間の遷延一過性徐脈が出現と判読し、5%ブドウ糖注射液 500mL にオキシトシン注射液 5 単位を溶解したものを 120mL/時間で投与を継続したことは一般的ではない。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (8) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バググ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、アドレナリン注射液投与、チューブ・バググによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

子宮収縮薬(オキシトシン注射液)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2026」に則した使用法が望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。